

第3期尾花沢市地域福祉活動計画について・・・市社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法第109条に定められた団体であり、「地域福祉活動計画」は尾花沢市社会福祉協議会が住民やボランティア、福祉関係機関と協力して地域福祉を推進するために民間の活動・行動計画として策定し具体的な取り組みとして進めるものです。



第3期尾花沢市地域福祉計画について・・・「地域福祉計画」は社会福祉法第107条により各市町村が福祉サービスの利用促進、社会福祉事業の発達、地域福祉活動への住民参加の促進に関する事項を一体的に定めるように規定されたもので、第3期尾花沢市地域福祉計画は2023年(令和5年)3月に「このまちでともに生きる 健康長寿と絆のまち」～ふれ愛の輪で地域共生社会づくり～を基本理念に策定されました。

第3期尾花沢市地域福祉活動計画と第3期尾花沢市地域福祉計画は2つの車輪の役割を担い、連携して地域福祉を進めて参ります。

第3期 尾花沢市地域福祉活動計画

概要版

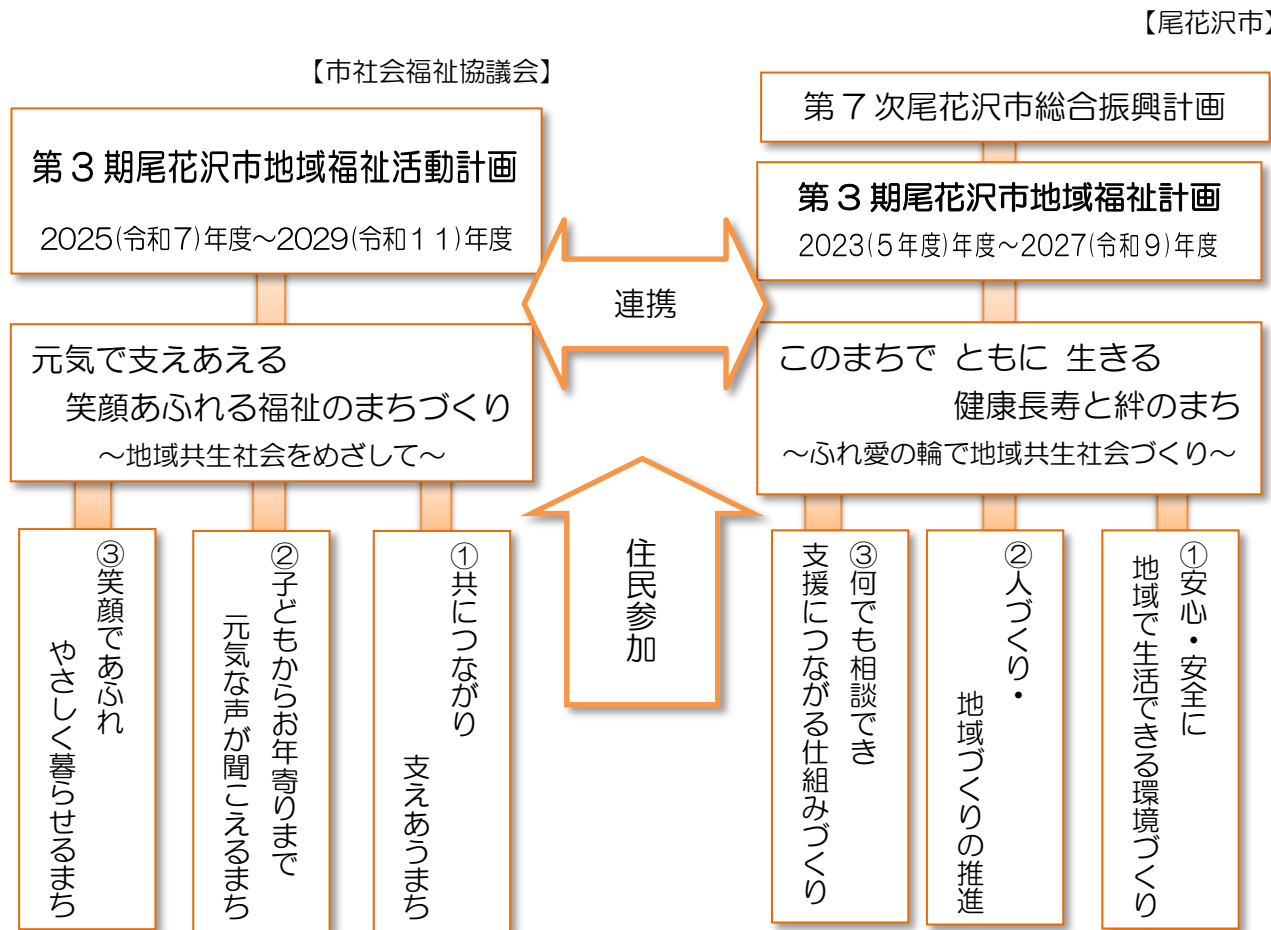
2025(令和7)年度～2029(令和11)年度

基本理念

「元気で支えあえる

笑顔あふれる福祉のまちづくり」

～地域共生社会をめざして～



山形県尾花沢市の豊かな自然に恵まれたその土地は、暑い夏は昼夜の寒暖差を生み、スイカや夏野菜等おいしい作物を育てます。一方、冬は月山や葉山・御所山等の稜線にさえぎられた季節風が2メートルを超える積雪をもたらすこともあり、飛騨の高山(岐阜県高山市)、越後の高田(新潟県上越市)と並び出羽の尾花沢として「日本三雪の地」といわれ、雪景色の美しい土地でもあります。しかし雪が要因の1つとなり人口は減少傾向ではありますが、住民やボランティア、福祉関係機関がつながり支えあえる地域共生社会の実現に向けて、民間の活動・行動計画として、「元気で支えあえる笑顔あふれる福祉のまちづくり」をめざしてまいります。



社会福祉法人 尾花沢市社会福祉協議会



社会福祉法人 尾花沢市社会福祉協議会

〒999-4224 山形県尾花沢市新町3-2-5 老人福祉センター東光館内

TEL0237-22-1092 Fax0237-23-2419

ホームページ www.obanazawa-syakyo.jp

尾花沢市社会福祉協議会 検索



第3期 尾花沢市地域福祉活動計画 体系図

2025（令和7）年度～2029（令和11）年度



「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。